

## 熊谷市立江南中学校PTA旅費規定

第1条 本校のPTA旅費規定を次のように定める。

- 1 PTA活動並びに会議のための出張若しくはPTAの渉外事項による出張の場合は、次のとおり支給するものとする。
  - ・熊谷市内（学校区除く） 500円
  - ・熊谷市外 1,000円
- 2 会長の指示又は依頼や承認がなく出張した場合は、旅費は支給されない。

第2条 以上定める外、特別の事情が生じる場合は、（その範囲・金額は）本部役員の協議により決定し、後の常任理事会において承認を得る。

第3条 本規定の改廃については、常任理事会によりこれを行う。

第4条 本規定は、昭和59年6月15日から実施する。

平成13年 5月 8日 一部改訂

平成15年 5月 2日 一部改訂

平成19年 5月 2日 一部改訂